

別表1(第3条関係)

区分	項目	補助要件	補助対象経費	補助金額
脱炭素住宅設備	住宅用太陽光発電システム	<p>ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流ありで連携し、太陽光発電モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kw未満であること</p> <p>イ 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの</p> <p>ウ 太陽光発電システムの接続契約年月日または領収日が、次のいずれかであること</p> <p>①固定価格買取制度を含めた余剰売電の場合…受給開始日が申請年度内であること</p> <p>②自家消費の場合…領収日が申請年度内であること</p>	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ(インバータ・保護装置)、その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力量計)、工事に関する費用(モジュール設置工事、配線・機器の購入、据付等を含む)	1kwにつき 20,000円 (上限 80,000円)
	家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	<p>ア 蓄電池容量が1kwh以上で、かつ定格出力が500w以上のものであること</p> <p>イ 住宅用太陽光発電システムと系統連携しているもの</p> <p>ウ 設置工事完了日が申請年度内であること</p>	蓄電池部、力変換装置(パワーコンディショナ等)、その他付属機器等の購入、工事に関する費用	蓄電池容量 1kwhにつき 20,000円 (上限 130,000円)
	電気自動車充電設備(V2Hシステム)	<p>ア 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通した住宅への電力供給が可能な機</p>	電力供給設備及び付属品(充電コネクタ、ケーブル等)の購入、工	補助対象経費 以内の額とし、 50,000円(定額)

		<p>器であり、一般社団法人次世代自動車進行センター(Nev)へ登録されている設備であること</p> <p>イ 既に太陽光発電システムを導入している、または同時に太陽光発電システムを導入すること</p> <p>ウ 既に電気自動車を導入している、または電気自動車を同時に導入すること</p> <p>エ 設置工事完了日が申請年度内であること</p>	事に関する費用	
	家庭用電気自動車充電設備	<p>ア 電気自動車等(EV、PHV)の充電設備であること</p> <p>イ 既に電気自動車を導入している、または電気自動車を同時に導入すること</p> <p>ウ 設置工事完了日が申請年度内であること</p>	充電設備及び工事に関する費用	補助対象経費以内の額とし、50,000円(定額)
	空気熱ヒートポンプ給湯器設備(エコキュート)	<p>ア 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であること</p> <p>イ 日本産業規格(JIS)に適合したものであること</p> <p>ウ 日本産業規格 JIS C9220 評価に基づく年間給湯効率 3.1 以上(寒冷地仕様ともに 3.1 以上)、もしくは年間給湯保温効率 3.0 以上(寒冷地仕様は 2.7 以上)であること</p> <p>エ 設置工事完了日が申請年度内であること</p>	空気熱ヒートポンプ給湯器及び設置	補助対象経費以内の額とし、50,000円(定額)

環境保全機器	生ごみ処理機 (電動式・手動式)	ア 電動式、手動式で機械的な動作を用いて生ごみの減量化または堆肥化することができる機械であること イ 領収日が申請年度内であること	生ごみ処理機(手動式・電動式)の本体価格	補助対象経費の1/2以内 (上限 10,000円)
	生ごみ処理容器	ア 微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより生ごみの減量化及び堆肥化することができる容器(コンポスト等)であること イ 領収日が申請年度内であること	生ごみ処理容器の本体価格	補助対象経費の1/2以内 (上限 5,000円)
環境保全活動	環境保全を推進するための学習会、セミナー、講演会等	ア 環境保全(省エネルギー、資源リサイクル、環境保護等)に関する活動を行う団体等が主体となって行う、町民を対象として実施する環境保全啓発活動であること イ 組織の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営に係る規約・約款が定められていること ウ 経費の支出日が申請年度内であること	学習会、セミナー、講演会等の実施に伴う会場費、報償費、消耗品費、印刷製本費、交通費、委託費、保険料 ※食糧費や備品購入費、団体の維持管理経費等は補助対象外	補助対象経費の2/3以内 (上限 50,000円)

注1 補助対象となる設備は未使用のものに限るものとする。

注2 家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システムと電気自動車充電設備(V2Hシステム)を同一の住宅用太陽光発電システムに接続する場合、補助対象となる設備はいずれか片方のみを補助対象とする。